

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)カワサキマシンシステムズ	18,150,000	令和1年10月2日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
2	おとしよりすこやかセンター南部花園館中央監視設備修繕	04:電気工事	西成区	パナソニックLSエンジニアリング(株)	8,580,000	令和1年10月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
3	大阪港咲洲トンネル情報板設備改良工事	10:電気通信工事	住之江区、港区	コイト電気(株)	88,000,000	令和1年10月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
4	鶴見斎場炉内圧制御ダンパー取替工事	09D:機械器具設置工事	鶴見区	富士建設工業(株)	9,081,600	令和1年10月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
5	体験型研修センター浄水施設棟後オゾン接触筒修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	前澤工業(株)	2,475,000	令和1年10月15日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
6	柴島浄水場第1凝集沈でん池気圧式排泥装置修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	理水化学(株)	4,730,000	令和1年10月15日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
7	放出下水処理場No.2送風機電気設備工事	09B:上下水道施設工事	城東区	東芝インフラシステムズ(株)	66,000,000	令和1年10月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
8	猫間川抽水所集塵用ベルトコンベア外設備工事	09D:機械器具設置工事	城東区	(株)日立プラントサービス	29,590,000	令和1年10月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
9	降雨量観測装置修繕	09D:機械器具設置工事	港区 外	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	8,800,000	令和1年10月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
10	豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	(株)前澤エンジニアリングサービス	41,470,000	令和1年10月21日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
11	豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	53,900,000	令和1年10月23日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
12	城東配水場配水ポンプ用高圧電動機整備修繕	09B:上下水道施設工事	鶴見区	メタウォーター(株)	24,750,000	令和1年10月23日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
13	柴島浄水場外4か所配水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区 生野区 住之江区 守口市	(株)日立インダストリアルプロダクツ	150,150,000	令和1年10月23日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
14	今福下水処理場No.3送風機振動対策設備工事	09D:機械器具設置工事	城東区	(株)日立インダストリアルプロダクツ	12,100,000	令和1年10月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
15	舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕	09D:機械器具設置工事	此花区	巴工業(株)	47,850,000	令和1年10月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	大阪中央卸売市場本場市場東棟北非常用発電設備改修工事	04:電気工事	福島区	(株)カワサキマシンシステムズ	21,010,000	令和1年10月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
17	長居配水場外1か所送排風機外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東住吉区 東淀川区	(株)荏原製作所	21,065,000	令和1年10月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
18	我孫子地域在宅サービスステーション昇降機修繕	09A:昇降機設置工事	住吉区	三精テクノロジーズ(株)	41,800,000	令和1年10月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
19	舞洲スラッジセンター脱水機汚泥供給ポンプ修繕	09D:機械器具設置工事	此花区	兵神装備(株)	7,645,000	令和1年10月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
20	咲洲配水場外1か所配水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	住之江区 守口市	クボタ機工(株)	10,780,000	令和1年10月30日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
21	豊野浄水場外1か所特別高圧受変電設備外整備修繕	09B:上下水道施設工事	寝屋川市、住之江区	(株)明電エンジニアリング	17,820,000	令和1年11月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
22	大阪内港船舶通航信号所船舶信号設備補修工事	10:電気通信工事	住之江区 外	コイト電工(株)	71,500,000	令和1年11月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
23	住吉配水場自家発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	阿倍野区	シンフォニアエンジニアリング(株)	9,592,000	令和1年11月6日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
24	海老江下水処理場主ポンプ付帯設備改良工事	09B:上下水道施設工事	福島区	クボタ機工(株)	23,430,000	令和1年11月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
25	天満堀川抽水所ポンプ棟No.2雨水ポンプ設備工事	09D:機械器具設置工事	北区	新菱工業(株)	182,600,000	令和1年11月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
26	平野下水処理場No.3遠心脱水機改良工事	09B:上下水道施設工事	平野区	巴工業(株)	132,220,000	令和1年11月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
27	柴島浄水場3系ろ過池排水扉修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)前澤エンジニアリングサービス	3,630,000	令和1年11月12日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
28	大阪中央卸売市場東部市場冷蔵庫棟エレベーター設備補修工事	09A:昇降機設置工事	東住吉区	三精テクノロジーズ(株)	5,720,000	令和1年11月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
29	柴島浄水場下系酸注入設備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	日立造船(株)	6,160,000	令和1年11月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
30	最適先端処理技術実験施設整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	理水化学(株)	20,900,000	令和1年11月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	大阪港防潮扉遠隔制御設備直流電源装置補修工事	04:電気工事	港区	日本エレクトロニクスシステムズ(株)	16,500,000	令和1年11月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
32	大阪市中心卸売市場東部市場仲卸売場棟等エレベーター設備補修工事	09A:昇降機設置工事	東住吉 生野	三菱電機ビルテクノサービス(株)	4,730,000	令和1年11月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
33	おとしよりすこやかセンター北部館中央監視設備修繕その2	04:電気工事	旭区	パナソニックLSエンジニアリング(株)	10,406,000	令和1年11月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
34	楠葉取水場活性炭注入設備スクリーコンベア修繕	09B:上下水道施設工事	枚方市	月島テクノメンテサービス(株)	4,950,000	令和1年11月22日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
35	土佐堀地下駐車場ガス系消火設備修繕	09D:機械器具設置工事	西区	エア・ウォーター防災(株)	9,900,000	令和1年11月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
36	柴島浄水場外2か所酸注入設備外修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区 此花区 守口市	JFEアクアサービス機器(株)	12,650,000	令和1年11月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
37	柴島浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	143,000,000	令和1年11月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
38	鶴見配水場自家発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	鶴見区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	17,160,000	令和1年11月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
39	柴島浄水場浄水管理設備用無停電電源装置外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)日立産機テクノサービス	9,570,000	令和1年11月27日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
40	住之江抽水所雨水ポンプ設備工事	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)荏原製作所	104,500,000	令和1年11月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
41	舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	此花区	月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体	379,280,000	令和1年11月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
42	K-1号上屋シャッター補修工事	14L:建具工事	住之江区	東洋シャッター(株)	12,221,000	令和1年11月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
43	C6・7-2号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	JFEプラントエンジニア(株)	9,845,000	令和1年11月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
44	南津守スポーツ広場エレベーター修繕	09A:昇降機設置工事	西成区	日本エレベーター製造(株)	5,170,000	令和1年12月2日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
45	庭窪浄水場排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	月島テクノメンテサービス(株)	106,700,000	令和1年12月2日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
46	谷町筋地下駐車場駐車管制設備更新工事	04:電気工事	中央区	日本信号(株)	13,486,000	令和1年12月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
47	阿倍野区民センター大ホール系統空調和機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	阿倍野区	ダイキン工業(株)	3,300,000	令和1年12月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
48	平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事(その2)	09D:機械器具設置工事	平野区	日揮(株)	173,800,000	令和1年12月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
49	天満橋ライトアップ施設修繕	04:電気工事	中央区、北区	パナソニックLSエンジニアリング(株)	3,696,000	令和1年12月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
50	阿倍野区役所中央監視設備入替等修繕(その2)	04:電気工事	阿倍野区	パナソニックLSエンジニアリング(株)	7,007,000	令和1年12月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
51	大阪市役所本庁舎中央監視設備修繕	04:電気工事	北区	協和テクノロジズ(株)	19,724,100	令和1年12月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
52	津守下水処理場現場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	西成区	東芝インフラシステムズ(株)	11,330,000	令和1年12月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
53	共同溝ガス検知設備修繕	04:電気工事	旭区 東成区 都島区 城東区 平野区 生野区 中央区 北区 此花区	(株)理研商会	19,987,000	令和1年12月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
54	放出下水処理場外5か所現場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	城東区 東成区 鶴見区	(株)明電エンジニアリング	35,200,000	令和1年12月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
55	生野区役所チラーユニット 真空ポンプ修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	生野区	ダイキン工業(株)	825,000	令和1年12月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
56	住之江抽水所外3か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	住之江区 城東区 中央区	(株)日立製作所	483,450,000	令和1年12月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
57	中浜下水処理場外2か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	城東区 福島区 西成区	東芝インフラシステムズ(株)	52,800,000	令和1年12月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
58	放出下水処理場配電盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	城東区	東芝インフラシステムズ(株)	20,350,000	令和1年12月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
59	高光度航空障害灯修繕	04:電気工事	此花区 大正区 住之江区	サンケン電気(株)	4,565,000	令和1年12月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
60	大阪市中央卸売市場本場直流電源設備改良工事その2	04:電気工事	福島区	(株)GSユアサ	50,270,000	令和1年12月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
61	大阪中央卸売市場本場エレベーター・エスカレーター補修工事	09A:昇降機設置工事	福島区	フジテック(株)	11,990,000	令和1年12月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
62	津守下水処理場配電盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	西成区	メタウォーター(株)	8,250,000	令和1年12月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
63	舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕	09D:機械器具設置工事	此花区	(株)日立プラントメカニクス	16,995,000	令和1年12月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
64	こども相談センター中央監視設備改修工事	04:電気工事	中央区	アズビル(株)	7,590,000	令和1年12月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
65	大阪中央卸売市場東部市場水産卸売場棟低温化設備補修工事	09D:機械器具設置工事	東住吉区	(株)前川製作所	13,200,000	令和1年12月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
66	大阪中央卸売市場本場直流電源設備改良工事	04:電気工事	福島区	古河電池(株)	14,300,000	令和1年12月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
67	Q-1号上屋シャッター補修工事	14L:建具工事	住之江区	三和シャッター工業(株)	17,600,000	令和1年12月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
68	KF-1号上屋シャッター補修工事	14L:建具工事	住之江区	三和シャッター工業(株)	12,870,000	令和1年12月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

随意契約理由書

- 1 修繕名称：舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕
- 2 契約相手方：（株）カワサキマシンシステムズ
- 3 随意契約理由：

今回修繕する自家発電用ガスタービン設備は、舞洲スラッジセンターの自家発電設備の動力源であり、発電のために重要な役割を持つ設備である。

自家発電設備は、非常時に停電となった場合に備え、スラッジセンター全体の、安全で確実な運転確保のため自家発電を行うものであり、高い信頼性を維持させるため修繕を行なうものである。

本ガスタービン発電設備は、川崎重工業（株）が設計製作及び施工したもので、修繕にあたってはガスタービン発電設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な部品取替、点検調整を実施するとともに、整備に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、独自の専門技術にて製作時と同一の手法を用いて行い、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕は製作会社である川崎重工業（株）のガスタービン発電設備に関するアフターサービスの業務移管先である（株）カワサキマシンシステムズに随意契約を行うものである。

- 4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署： 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

おとしよりすこやかセンター南部花園館中央監視設備修繕

2 契約の相手方

パナソニック LS エンジニアリング(株)

3 随意契約理由

おとしよりすこやかセンター南部花園館で使用している中央監視設備について、部品交換及び調整を行うものである。修繕する中央監視設備は、パナソニック(株)が製作、パナソニック LS エンジニアリング(株)が設置したものであり、修繕にあたっては、規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品はパナソニック LS エンジニアリング(株)でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該機器の構造を熟知しているパナソニック LS エンジニアリング(株)のみであるため、同社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢施設課 (06-6241-6530)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪港咲洲トンネル情報板設備改良工事

2 契約の相手方

コイト電工(株)

3 随意契約理由

大阪港咲洲トンネル情報板設備は、トンネル内の状況やその周辺道路における交通状況等の情報をトンネル内及びその接続道路に配置している道路情報板に適確・迅速に表示し、走行車両の安全と交通渋滞の緩和をはかる重要な役割を担っているものである。

本工事は、情報板設備機器の老朽化に伴い設備の健全な稼働を確保するため、情報板設備の改良工事を行うものである。

本設備は、コイト電工(株)が独自の技術を用いてシステムの構築及び機器の設計、製作、施工したものであり、設備の運用における機能や信頼性を確保して確実な稼働を行うには、各装置との相互関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とするため、各装置の製作から施工に至るまで責任の一元化を図れる唯一の業者であるコイト電工(株)に随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課(電気) (電話番号 06-6568-9092)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見斎場 炉内圧制御ダンパー取替工事

2 契約の相手方

富士建設工業（株）

3 随意契約理由

本件は、鶴見斎場火葬設備の炉内圧制御ダンパーの取替を行うものである。炉内圧制御ダンパーは煙道内に設けられており、検出された火葬炉内圧に応じてダンパーを開閉することで炉内圧を制御する設備であり、富士建設工業（株）が独自の技術により設計・製造したものである。

本業務の実施にあたっては、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当該装置を製造した会社以外では、本業務に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、整備後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士建設工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話番号06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

体験型研修センター浄水施設棟後オゾン接触筒修繕

2 契約の相手方

前澤工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、体験型研修センターに設置している浄水施設棟の後オゾン接触筒の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、前澤工業（株）が独自に設計、製作したものであり、修繕による機器交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、設備等の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は前澤工業（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局 総務部 職員課 体験型研修センター
（電話番号06-6322-0576）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場第1凝集沈でん池気圧式排泥装置修繕

2 契約の相手方

理水化学（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場第1凝集沈でん池に設置している気圧式排泥装置の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該装置は、理水化学（株）が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により装置の動作確認・機能保証を行うには、装置の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の装置に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、装置に障害が発生した場合、その原因が装置固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は理水化学（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1. 工事名称 : 放出下水処理場 No. 2 送風機電気設備工事

2. 契約相手方 : 東芝インフラシステムズ (株)

3. 随意契約理由 :

本工事は、放出下水処理場機械棟に設置している No. 2 送風機用電動機の内部巻線の巻替え等を行うものである。放出下水処理場 No. 2 送風機用電動機は、反応槽に送風して下水を浄化する下水処理場の運転に重要な役割を持つ設備であるが、長期の使用による絶縁劣化等により、著しく機能が低下したため、内部巻線及び構成部品の取替えを行うものである。本設備は、(株) 東芝が設計製作したもので施工にあたっては、製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び組立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその施工を行わせることはきわめて困難であり、かつ、施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

(株) 東芝は、平成 29 年 7 月 1 日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラソリューション社に属する部門に権利義務を東芝電機サービス (株) に継承し、同日の平成 29 年 7 月 1 日で東芝インフラシステムズ (株) に社名変更を行っている。

以上のことから、本工事ができるのは東芝インフラシステムズ (株) のみである。

4. 根拠法令 : 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署 : 東部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 工事名称

猫間川抽水所集塵用ベルトコンベア外設備工事

2 契約相手方

(株) 日立プラントサービス

3 随意契約理由

今回工事する集塵用ベルトコンベアおよび雨水用機械スクリーンは、流入する下水中から夾雑物を除去する雨水用機械スクリーンと、雨水用機械スクリーンから貯留ホoppaへ排出するためのベルトコンベア設備である。

本工事は、長時間の使用により各部の摩耗損傷が著しく、十分な機能が発揮できない状況にあることが判明したため、駆動装置等構成部品の取替を行い、信頼性および機能性の向上を行うものである。

本設備は、日立機電工業(株)が設計・製作・据付したもので、改良にあたっては製作当初の設計に基づき既設設備に適合する部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替及び組み立てを行い、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその工事を施工させることは不可能であり、かつ、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社から水処理機械設備に関する工事業務を移管されている(株)日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

降雨量観測装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング㈱

3 随意契約理由

今回修繕する降雨量観測装置は、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替等を行うものである。

本設備は三菱電機㈱が独自の技術で設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行い取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、独自技術の他社にその修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は、製作会社からアフターサービス業務を移管され、且つ本設備の技術に精通している上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道部 施設管理課 (電話番号: 06-6615-7180)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その2）

2 契約の相手方

（株）前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している後オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、前澤工業（株）が独自の技術により設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、製作者のみが知り得る機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は前澤工業（株）より修繕業務を移管されている（株）前澤エンジニアリングサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その1）

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している中オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、三菱電機（株）が独自の技術により設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、製作者のみが知り得る機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は三菱電機（株）より修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

城東配水場配水ポンプ用高圧電動機整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本修繕は、城東配水場に設置している配水ポンプ用高圧電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

富士電機（株）は、平成15年10月から水環境事業を含む電機システム部門の業務を富士電機システムズ（株）で行っており、平成19年4月の分社化により当該電動機設備に関する事業を富士電機水環境システムズ（株）に継承し、平成20年4月に（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されている。

そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称
柴島浄水場外4か所配水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方
(株)日立インダストリアルプロダクツ

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場の第1配水ポンプ場に設置している配水ポンプ及び電動機、庭窪浄水場の取送水ポンプ場に設置している送水ポンプ用電動機、巽配水場に設置している配水ポンプ、咲洲配水場に設置している配水ポンプ用電動機並びに住之江配水場に設置している配水ポンプ用電動機用液体抵抗器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該ポンプ設備は、(株)日立製作所が独自に設計・施工したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認及び機能保証を行うには、ポンプ設備の構造や性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕の履行にあたり、稼働中のポンプ設備に障害が発生した場合、水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、ポンプ設備に障害が発生した場合、その原因が当該機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確となり、保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は(株)日立製作所より修繕業務を移管されている(株)日立インダストリアルプロダクツである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

今福下水処理場 No.3 送風機振動対策設備工事

2 契約の相手方

(株) 日立インダストリアルプロダクツ

3 随意契約理由

本工事で機能追加する今福下水処理場の送風機設備は、反応槽に空気を送風する設備であるが、著しい振動を発生し、運転に支障をきたしているため振動対策を行うものである。

本設備は(株)日立製作所が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、対策を行う振動は、機器特性や設置状況などの対策に要する情報・条件から調査・検討し、その結果をもとに対策を行わなければ振動の解消に至ることは困難である。

よって、本工事は機器の設計製作施工を一貫して行い、機器特性や設置状況などに熟知していることや、既設施工業者以外では振動が減少しなかった場合の責任の所在が不明確になること、また、施工後の機能について責任の一貫性と性能の保証を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

以上のことから、本工事を行える業者は、本設備の設計、製作会社である(株)日立製作所よりポンプ・送風機設備の事業を承継した(株)日立インダストリアルプロダクツのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部局

建設局 東部方面管理事務所 設備課(06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕

2 契約相手方：巴工業（株）

3 随意契約理由：

今回修繕を行う遠心脱水機は、舞洲スラッジセンターにて受泥する消化汚泥を脱水し、脱水ケーキにするための設備である。

今回の修繕は、汚泥中の夾雑物・砂等で損耗した箇所の整備修繕等を行うとともに、労働安全衛生規則により定められた年次点検・検査による整備を実施するものである。

本機器は巴工業（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は巴工業（株）のみである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

（電話番号：06-6460-2830）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場東棟北非常用発電設備改修工事

2 契約の相手方

(株) カワサキマシンシステムズ

3 随意契約理由

本工事は市場東棟北に設置している非常用発電設備の始動用直流電源盤及びセルモーターの交換を行うものである。

本工事対象設備は、施工にあたっては製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造者である川崎重工業(株)のみが有している。

また、本工事で施工する部分は、既設部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分の使用等に関してトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

川崎重工業(株)は、ガスタービン発電設備のアフターサービス業務全般を同社の系列会社である(株)カワサキマシンシステムズに移管しているため、本工事が施工可能な業者は、(株)カワサキマシンシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 案件名称

長居配水場外1か所送排風機外整備修繕

2 契約の相手方

(株)荏原製作所

3 随意契約理由

本修繕は、長居配水場に設置している送排風機及び柴島浄水場立坑・シールド内に設置している排水ポンプの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)荏原製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は(株)荏原製作所のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

我孫子地域在宅サービスステーション 昇降機修繕

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ (株)

3 随意契約理由

我孫子地域在宅サービスステーションで使用している昇降機について、部品交換及び調整を行うものである。修繕する昇降機は、三精テクノロジーズ (株) が製作・設置したものであり、修繕にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該機器の構造を熟知している三精テクノロジーズ (株) のみであるため、三精テクノロジーズ (株) と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢施設課 (06-6241-6530)

随意契約理由書

1 修繕名称:

舞洲スラッジセンター脱水機汚泥供給ポンプ修繕

2 契約相手方:

兵神装備㈱

3 随意契約理由:

今回、修繕を実施する脱水機汚泥供給ポンプ設備は、舞洲スラッジセンターに設置している遠心脱水機に汚泥を供給するための設備であり、回転部分等が長時間の運転により、磨耗・損傷しているため修繕を行うものである。

本設備は、兵神装備㈱が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作しており他社では製作していない。また、取替部品も同社のみが保有するシステム構成を熟知するとともに調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる製作会社である兵神装備㈱に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令:

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署:

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号:06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲配水場外1か所配水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

クボタ機工（株）

3 随意契約理由

本修繕は、咲洲配水場に設置している配水ポンプ、庭窪浄水場分館に設置している排泥ポンプの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該ポンプ設備は、（株）クボタが独自に設計・施工したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認及び機能保証を行うには、ポンプ設備の構造や性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕の履行にあたり、稼働中のポンプ設備に障害が発生した場合、水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、ポンプ設備に障害が発生した場合、その原因が当該機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確となり、保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は（株）クボタより修繕業務を移管されているクボタ機工（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場外1か所特別高圧受変電設備外整備修繕

2 契約の相手方

(株)明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場に設置している特別高圧受変電設備及び咲洲配水場に設置している回転速度制御設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)明電舎が独自の技術により設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、製作者のみが知り得る機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は(株)明電舎より修繕業務を移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2403)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪内港船舶通航信号所船舶信号設備補修工事

2 契約の相手方

コイト電工(株)

3 随意契約理由

船舶信号設備は、船舶の大阪港への入出港状況を他の周辺船舶に対して的確に示す設備であり、海上交通において船舶の運航を示す信号灯器の役割を果たすものである

本工事は、台風 21 号の暴風雨により、船舶信号設備が設置している建物が損壊して海水が侵入、水没し使用不能となったため、補修工事を行うものである。

本設備は、上記業者が発注者の仕様を反映し、独自の技術と実績を用いて機器設計及びシステム構築した設備である。

本設備は、システムや機器構成に独自性があり、システム構築及び機器製作を行った業者でなければ、システム構成や各機器の詳細等が分からないため、補修できない。

そのため上記業者が本システムを補修できる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課（電気）（電話番号 06-6568-9091）

随意契約理由書

1 案件名称

住吉配水場自家発電設備整備修繕

2 契約の相手方

シンフォニアエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、住吉配水場に設置している自家発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、シンフォニアテクノロジー（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者はシンフォニアテクノロジー（株）より修繕業務を移管されているシンフォニアエンジニアリング（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

海老江下水処理場主ポンプ付帯設備改良工事

2 契約の相手方

クボタ機工（株）

3 随意契約理由

本工事は、海老江下水処理場ポンプ棟に設置する主ポンプ付帯設備の改良を行うものである。

本設備は、主ポンプ設備との一体設備として（株）クボタが設計製作したもので、今回の改良による設備の動作確認や機能保証を行うには、総合的な主ポンプ設備のシステム並びに各機器・装置の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要であり、他社に工事を行わせることが不可能である。また、同社以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能についての責任の一貫性を持たせる必要があるため、同社以外に施工させることはできない。

以上のことから、本工事を行える業者は（株）クボタからアフターサービス業務を移管されているクボタ機工（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所設備課（06-6462-1519）

随意契約理由書

1 案件名称

天満堀川抽水所ポンプ棟 No.2 雨水ポンプ設備工事

2 契約の相手方

新菱工業（株）

3 随意契約理由

今回整備する雨水ポンプ設備は、天満堀川抽水所に流入する雨水を排水するための設備である。本設備は、設置後30年以上が経過し、各構成設備が損傷し、運転に支障をきたしている。ポンプの運転ができなくなった際には、浸水により排水区域の市民生活に支障をきたすおそれがある。

本設備は、三菱重工業㈱が設計製作したもので、整備にあたって同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

新菱工業㈱は平成18年11月1日付で三菱重工業㈱より、上下水道設備に関する事業のすべてを譲渡されている。

以上のことから、本工事を行うことができる業者は、新菱工業㈱のみであるため同業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課（06-6462-1519）

随意契約理由書

1 工事名称

平野下水処理場 No.3 遠心脱水機改良工事

2 契約相手方

巴工業（株）

3 随意契約理由

今回改良する遠心脱水機は、汚泥液体中にある固体成分を遠心力を利用し、分離液と脱水ケーキに分離する設備である。

本工事は、長時間の使用により各部の摩耗損傷が著しく、十分な機能が発揮できない状況にあることが判明したため、回転部（セントリフュージアッセンブリ、ボウルシェルアッセンブリ、コンベアアッセンブリ、ギヤボックスアッセンブリ）等構成部品の改良を行い、信頼性および機能性の向上を合わせて行うものである。

本設備は、巴工業（株）が設計・製作・据付したもので、改良にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、プラント設備としての性能を継続維持させ、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社である巴工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場3系ろ過池排水扉修繕

2 契約の相手方

(株)前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場3系ろ過池22号池に設置している排水扉の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、前澤工業(株)独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は前澤工業(株)より修繕業務を移管されている(株)前澤エンジニアリングサービスである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2403)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場冷蔵庫棟エレベーター設備補修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、エレベーター設備の定期的な維持保全を行うことにより安全な運行及び機能の維持を図るものであり、保守点検結果に基づき、インバーターユニット、無停電電源装置等の電源装置、制御部品、主ワイヤーロープ等の取替えを行うものである。

本工事対象のエレベーターは、三精テクノロジーズ(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三精テクノロジーズ(株)と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当(電話番号 06-6756-3956)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場下系酸注入設備修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場下系に設置している酸注入設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、アタカ大機（株）が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

現在、当該設備の事業は、アタカ大機（株）より日立造船（株）に事業継承されており、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは日立造船（株）が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

最適先端処理技術実験施設整備修繕

2 契約の相手方

理水化学㈱

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場内にある最適先端処理技術実験施設に設置しているプラント設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、理水化学㈱が独自に設計、製作したものであり、整備修繕に際しては総合的な実験施設のシステム及び各機器・装置の構造、構成及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

以上のことから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのは、理水化学㈱が唯一の業者である。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2356）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪港防潮扉遠隔制御設備直流電源装置補修工事

2 契約の相手方

日本エレクトロニクスシステムズ(株)

3 随意契約理由

大阪港防潮扉遠隔制御設備は、地震時の津波襲来に備え、港区三十間堀川水門（2門）と港区福崎水門（1門）を監視局から無線等により遠隔で開閉制御並びに状態監視を行うものである。

本工事は、福崎水門における遠隔制御設備の構成装置の一つである無停電電源装置の補修を行うものである。

本装置は、商用電源の停電時に発電機が稼働するまでの間、無停電で各装置に電源供給し、災害発生時における同設備のシステムダウンを防ぐ重要な装置であり、遠隔制御設備の構築から施工までを行った(株)東芝から事業移管されている上記業者でなければ、機器詳細仕様等が分からないため、補修できない。

そのため上記業者が本設備を補修できる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課（電気）（電話番号 06-6568-9092）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟等エレベーター設備補修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス（株）

3 随意契約理由

本工事は、エレベーター設備の定期的な維持保全を行うことにより、安全な運行及び機能の維持を図るものである。また、「仲卸売場棟・配送加工センター棟エレベーター設備保守委託」の点検結果に基づき、ギヤーオイル・カゴドア連動チェーン・カゴドアレバー機構・巻上ロープ・調速機ロープ・オートアナウンス用バッテリー・ソレノイドシール・ヴィクトリックジョイント・高速扉の取替え、MV-1バルブオーバーホールを行うものである。

本工事対象のエレベーターは、三菱電機（株）が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、当該エレベーターの製造者である三菱電機（株）は、昇降機保守等サービス業務全般及び改修・修理工事を同社の系列会社である三菱電機ビルテクノサービス（株）に移管している。

よって、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス（株）と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3956）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

おとしよりすこやかセンター北部館中央監視設備修繕その2

2 契約の相手方

パナソニック LS エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

おとしよりすこやかセンター北部館で使用している中央監視設備について、部品交換及び調整を行うものである。修繕する中央監視設備は、パナソニック (株) が製作、パナソニック LS エンジニアリング (株) が設置したものであり、修繕にあたっては、規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品はパナソニック LS エンジニアリング (株) でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該機器の構造を熟知しているパナソニック LS エンジニアリング (株) のみであるため、同社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢施設課 (06-6241-6530)

随意契約理由書

1 案件名称

楠葉取水場活性炭注入設備スクリーコンベア修繕

2 契約の相手方

月島テクノメンテサービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、楠葉取水場内に設置している活性炭注入設備スクリーコンベアの修繕を行うものである。

当該設備は、月島機械（株）が独自に設計、製作したもので、設備の補修により機能回復を行うには分解整備を行う必要があり、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

以上のことから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は、平成 20 年 4 月より月島機械（株）から同社設備の維持管理業務を移管されている月島テクノメンテサービス（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号 072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

土佐堀地下駐車場ガス系消火設備修繕

2 契約の相手方

エア・ウォーター防災(株)

3 随意契約理由

本修繕は、土佐堀地下駐車場に設置しているガス系消火設備の二酸化炭素消火設備の部品取替え及び取替後試運転調整を行うものである。

本消火設備は、川重防災工業(株)が設計製作・施工したものであり、部品取替及び試運転調整による機器の動作確認、機能保証を行うためには、既設システムとの整合性が必要であるとともに、機器の構造、規格及び機器構成に精通していることが不可欠であり、他社の部品では互換性が無く装置本体に取り付けることは出来ず、当初の性能を発揮することは出来ない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要性がある。

なお、川重防災工業(株)は平成15年にエア・ウォーター(株)と業務提携し、平成18年にエア・ウォーター防災(株)へ商号変更を行っている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所酸注入設備外修繕

2 契約の相手方

JFEアクアサービス機器(株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場及び庭窪浄水場に設置している酸注入設備、舞洲給水塔に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、磯村豊水機工(株)が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、磯村豊水機工(株)は当該設備の事業について、平成26年5月1日にJFEエンジニアリング(株)に事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者はJFEエンジニアリング(株)より修繕業務を移管されているJFEアクアサービス機器(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1. 案件名称

柴島浄水場オゾン設備整備修繕

2. 契約の相手方

メタウォーター（株）

3. 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場上系、下系高度浄水処理棟、中オゾン接触池上家及び上系塩素接触池棟内に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、富士電機（株）の電機システム部門が平成15年10月に富士電機システムズ（株）に吸収分割され、平成19年4月の分社化により当該機器に関する事業は富士電機水環境システムズ（株）に継承し、平成20年4月には、（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5. 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見配水場自家発電設備整備修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、鶴見配水場に設置している自家発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、三菱電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、本修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は三菱電機（株）より修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場 浄水管理設備用無停電電源装置外整備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場第2浄水管理場に設置している浄水管理設備用無停電電源装置及び下系高度浄水処理棟に設置している太陽光発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)日立製作所が独自の技術により設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、製作者のみが知り得る機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は(株)日立製作所より修繕業務を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 工事名称

住之江抽水所雨水ポンプ設備工事

2 契約相手方

(株) 荏原製作所

3 随意契約理由

今回工事を行う雨水ポンプは、大雨の際、なにわ大放水路に流入する雨水を放流し、平野区の浸水を防止するための設備である。

本設備において、長時間の使用により各部を著しく損傷しており、十分な機能を発揮できない状況にあることが判明した。そのため減速機の構成部品（油冷却器及び冷却水ポンプ）の機能を回復させ、信頼性の向上を図るものである。

本設備は、(株) 荏原製作所が設計・製作・据付したもので、工事にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、プラント設備としての性能を継続維持させ、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社である(株) 荏原製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号06-6686-5123）

随意契約理由書

- 1 工事名称 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事（その2）
- 2 契約相手方 月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事をおこなう汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター(株)」は日本碍子(株)、「東芝(東芝インフラシステムズ(株))」は(株)東芝の事業継承会社であり本件に必要な技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

K-1号上屋シャッター補修工事

2 契約の相手方

東洋シャッター (株)

3 随意契約理由

本工事は、K-1号上屋シャッター部品の経年劣化による部品交換及びシャッターの調整を行うものである。

本工事対象シャッターは、東洋シャッター (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、部品と専門技術が必要であり、部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している東洋シャッター (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局計画整備部保全監理課建築担当 (電話番号 06 - 6615 - 7811)

随意契約理由書

1. 案件名称

C6・7-2号機多目的クレーン補修工事

2. 契約の相手方

JFEプラントエンジニア (株)

3. 随意契約理由

本件工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目(C6・7岸壁)に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーンの補修を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性等から、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則およびクレーン製造規格に基づき施工する必要があり、高い安全性が求められる。また、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからず、クレーン本体構造および各装置に悪影響をおよぼす恐れがある。

よって、製造者だけがクレーンの本体構造およびシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部材の交換、また、部材を交換することにより影響を受ける箇所点検および調整等を的確に行えるものであり、また、責任の一元化にもつながる

以上のことから、本工事が実施可能な業者は、当該クレーンを製造した上記業者のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

港湾局計画整備部設備課(機械) (電話番号 06-6552-0057)

随意契約理由書

1 案件名称

南津守スポーツ広場エレベーター修繕

2 契約の相手方

日本エレベーター製造(株)

3 随意契約理由

本修繕は、南津守スポーツ広場に設置しているエレベーターの部品交換修繕を行うものである。

当該エレベーター設備については、上記業者が行っている保全業務委託の定期点検の結果、ワイヤーロープ、インバータユニット、停電時自動着床装置のバッテリー、作動油等に劣化及び損傷があり、安全性に支障をきたす恐れがあることから部品交換を行う必要があることが判明した。

当該エレベーターは、製造者である日本エレベーター製造(株)が独自の技術で設計・製作しており、部品の取替にあたっては、当該エレベーターの構造・規格及び機器構成に精通していることが不可欠であり、また、一般の方が利用する施設に設置したエレベーターであり、高い安全性の確保及び不具合が生じた場合の責任の一元化を図る必要がある。

以上のことから、当該エレベーターを製造した日本エレベーター製造(株)だけが、本件修繕の施工能力を満たす唯一の業者であり、上記業者と随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場排水処理設備整備修繕

2 契約の相手方

月島テクノメンテサービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、月島機械（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、総合的な排水処理設備のシステム並びに各機器・装置の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は月島機械（株）より修繕業務を移管されている月島テクノメンテサービス（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 工事名称

谷町筋地下駐車場駐車管制設備更新工事

2 契約の相手方

日本信号(株)

3 随意契約理由

本工事は、谷町筋地下駐車場内に設置されている駐車管制システムの一部である車両出入庫状態や車両誘導及び車両合流注意喚起等を行う各設備を更新するものである。

本工事において更新する設備は、日本信号(株)が製作したものであり、高い信頼性が要求される車両出入庫や車両誘導及び車両合流注意喚起を行う設備であるため、設備の更新にあたっては、既設設備の機能を保障させながら行う必要があるため、更新には既設設備の製作者独自の技術が必要である。

また既設設備の製作者である日本信号(株)以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本更新工事を施工できる唯一の業者である日本信号(株)と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7261)

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野区民センター大ホール系統空気調和機修繕

2 契約の相手方

ダイキン工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、阿倍野区民センター大ホール系統空気調和機の修繕をするものである。

当該機器については、ダイキン工業（株）が製造したもので、修繕にあたっては製造者のみが有する当該設備の製造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させ、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、ダイキン工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

阿倍野区役所市民協働課（市民協働）（電話番号：06-6622-9787）

随 意 契 約 理 由 書

1 工事名称 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事（その2）

2 契約の相手方 日揮（株）

3 随意契約理由

平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理(スラグ化)し汚泥減量するための設備である。

本工事は、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているため汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮（株）の独自技術により設計施工したものであり、その技術及び特許権などは当該施工会社が有している。本工事にあたっては下水道事業の性質上、設備の停止期間が限定されるために短期間で工事を施工する必要があるため当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、当該汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、同設備に対する技術面に不明な点が多く整備工事施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが困難である。以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1. 修繕名称

天満橋ライトアップ施設修繕

2. 契約相手方

パナソニックLSエンジニアリング(株)

3. 随意契約理由

本設備は、大阪都市魅力創造戦略に沿って、水と光のまちづくり事業の一環として、光景観資源のより一層の魅力向上を図ることを目的とし、平成23年より天満橋のライトアップを行なっている施設である。

今般、ライトアップを制御しているシステムの一部が頻繁に停止しライトアップの不動作が発生しており、付近の景観を乱し事業目的を損なっている状況にあることから修繕の必要がある。

本設備は、パナソニックESエンジニアリング(株)が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、パナソニックESエンジニアリング(株)から社名変更を行ったパナソニックLSエンジニアリング(株)のみである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号:06-6615-6647)

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野区役所中央監視設備入替等修繕（その2）

2 契約の相手方

パナソニック LS エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、阿倍野区役所中央監視設備等の修繕をするものである。

当該機器については、パナソニック ES エンジニアリング（株）が製造したもので、修繕にあたっては製造者のみが有する当該設備の製造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、パナソニック ES エンジニアリング（株）から社名変更を行ったパナソニック LS エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

阿倍野区役所総務課（総務）（電話番号：06-6622-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市役所本庁舎中央監視設備修繕

2 契約の相手方

協和テクノロジズ (株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎に設置している中央監視設備の修繕を行うものである。

本庁舎の中央監視設備は、日本電気 (株) が設計・施工を行っており、メーカー独自の技術により設計・製作した会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。日本電気 (株) は、本設備の業務の取扱い全てをNECネットエスアイ (株) に事業継承し、NECネットエスアイ (株) は本設備の保守点検・整備・修繕業務を協和テクノロジズ (株) に移管している。

以上のことから本修繕が行えるのは協和テクノロジズ (株) のみであり、上記業者を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ (電話番号 06-6208-8197)

随意契約理由書

- 1 案件名称 : 津守下水処理場現場操作盤外電気設備修繕
- 2 契約の相手方 : 東芝インフラシステムズ (株)
- 3 随意契約理由 : 今回修繕する津守下水処理場現場操作盤外電気設備は、津守下水処理場を安定稼働させるための重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある老朽化した構成部品を取替等修繕するものである。

本設備は東芝インフラシステムズ (株) が設計製作したもので、修繕にあたっては、製作会社としての技術と経験を必要とし、取替等作業に当たっては、当該設備を熟知する必要があり、製作会社としての総合的な技術が必要である。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり他社にその修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社である東芝インフラシステムズ (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

共同溝ガス検知設備修繕

2 契約相手方

(株) 理研商会

3 随意契約理由

今回修繕するガス検知器は、共同溝の各洞道内及び地下道内において維持管理作業等のため酸欠危険場所への入溝に際し、人命の安全及び不測の事故を防ぐための確保を行う重要な設備であるが、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は理研計器(株)が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。よって、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)理研商会のみである。

以上のことから、(株)理研商会を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号 6615-6647)

随意契約理由書

1 修繕名称

放出下水処理場外5か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場外5か所の現場操作盤外電気設備は、現場操作盤及び動力制御盤等であり、下水処理施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、処分期限内に適切に処分を実施する必要があるため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれのある構成部品の取替え等を行うものである。

本設備は(株)明電舎が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは(株)明電舎から修繕等業務を移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

生野区役所チラーユニット 真空ポンプ修繕

2 契約相手方

ダイキン工業 (株)

3 随意契約理由

本修繕は、生野区役所内に設置されているチラーユニット内の真空ポンプの取替えを行うものである。チラーユニットとは、夜間電力を使用し氷を作り、貯めておいた氷により日中に冷房をする設備である。真空ポンプでブライン液を循環させて氷を作る。

本装置は、ダイキン工業 (株) が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計により機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市生野区役所企画総務課 (電話番号 06-6715-9625)

随意契約理由書

- 1 工事名称：住之江抽水所外3か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）日立製作所
- 3 随意契約理由： 本工事は、住之江抽水所外3か所の自動運転、監視制御に必要となる装置及び処理機能などを既設監視制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する既設設備は、（株）日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設設備と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、施工をする際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのは、（株）日立製作所のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 工事名称： 中浜下水処理場外2か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方： 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由：

本工事は、中浜下水処理場外2か所で別途施工する電気設備工事等に伴い必要となる監視制御機能等を既設監視制御設備外に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設設備は、東芝インフラシステムズ(株)が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、別途施工する設備機器と一体となって機能を発揮するものである。さらに、機能追加を行う際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などを行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら機能追加を行うため、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署： 建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 修繕名称

放出下水処理場配電盤外電気設備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ（株）

3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場の配電盤外電気設備は、高圧配電設備及び現場操作盤等であり、下水処理施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、処分期限内に適切に処分を実施する必要があるため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれのある構成部品の取替え等を行うものである。

本設備は東芝インフラシステムズ（株）が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社である東芝インフラシステムズ（株）のみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課（電話番号6969-5847）

随意契約理由書

1 修繕名称

高光度航空障害灯修繕

2 契約相手方

サンケン電気(株)

3 随意契約理由

本修繕は、此花大橋、新木津川大橋及び常吉大橋の3橋において航空法第51条により設置が義務付けされている航空障害灯の修繕を行い、良好な機器動作の確保及び航空機の飛行の安全を確保することを目的としている。

また、本設備は国土交通省航空局の承認が必要であり、サンケン電気(株)はその承認を受けたものを製作している製造者であり、本設備における各装置及び制御システムは、製造者である上記業者が独自の技術を用いて製作しており、他社に情報提供が出来ないため、上記業者でなければ本業務の履行が出来ない。

以上の理由により、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号06-6615-6468)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場直流電源設備改良工事その2

2 契約の相手方

(株)GSユアサ

3 随意契約理由

本工事は、現在稼働中の直流電源設備の一部である整流器部品及び蓄電池の取替、及びそれに伴う試験調整を行うものである。

本設備は、停電時における業務管理棟の非常照明確保や受変電設備の操作や制御を行うものであり、非常時の市場運営に支障をきたさないための重要かつ不可欠な設備である。

本工事は、本設備のうち直流電源盤を引き続き利用し、整流器部品及び蓄電池のみ取替を行うものであるが、既存設備の設計・製作者は(株)GSユアサであり、施工にあたっては既設設備の構造、規格及び構成部品に精通していることが不可欠である。

また、設計・製作者が工事を行うことにより、本工事及び当該設備の動作・保全に対して一貫した責任を持たせることができるが、設計・製作者以外に施工させた場合、既存設備との関係でトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本工事が施行可能な業者は(株)GSユアサのみであるため、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場エレベーター・エスカレーター補修工事

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本工事は、中央卸売市場本場に設置しているエレベーター及びエスカレーター設備の安全稼働を目的に、点検結果に基づき、劣化・破損した機器・部品等の交換を行うものである。

本工事対象エレベーター・エスカレーターは、フジテック (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、純正部品が必要であり、専門技術及び知識が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのはフジテック (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

- 1 案件名称 : 津守下水処理場配電盤外電気設備修繕
- 2 契約の相手方 : メタウォーター (株)
- 3 随意契約理由 : 今回修繕する津守下水処理場配電盤外電気設備は、津守下水処理場を安定稼働させるための重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある老朽化した構成部品を取替等修繕するものである。

本設備はメタウォーター (株) が設計製作したもので、修繕にあたっては、製作会社としての技術と経験を必要とし、取替等作業に当たっては、当該設備を熟知する必要がある、製作会社としての総合的な技術が必要である。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある他社にその修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社であるメタウォーター (株) のみである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕

2 契約相手方：(株)日立プラントメカニクス

3 随意契約理由：

今回修繕する各種クレーン設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥熔融炉設備で発生する脱水ケーキを搬送する設備である。これらのクレーン設備が停止すると熔融炉設備への汚泥供給ができなくなり、連続運転に支障をきたす恐れがあることから性能維持のために必要となる修繕を行うものである。

本各種クレーン設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計、製作したもので、修繕に当たっては、本設備の構造・特性を熟知し独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、(株)日立プラントテクノロジーは(株)日立製作所に吸収合併されており、天井クレーン設備の全般業務については(株)日立プラントメカニクスに業務継承されているため、上記業者に随意契約を行うものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

こども相談センター中央監視設備改修工事

2 契約の相手方

アズビル (株)

3 随意契約理由

本工事は、こども相談センター中央監視設備 (アズビル (株) 製) のシステムを改修するものである。

当該機器については、上記業者が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、本工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

上記の理由により本工事を実施できるのは、アズビル (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局こども相談センター運営担当 (電話番号 06-4301-3147)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場東部市場水産卸売場棟低温化設備補修工事

2 契約の相手方

(株) 前川製作所

3 随意契約理由

本工事は、水産卸売場棟低温化設備の機能を維持するための補修工事を行うものである。

当該設備については、水産卸売場を低温に維持するために必要不可欠な設備であり、生鮮食料品を取り扱う当市場において重要な設備であるため、機能を維持するために本工事を行う必要がある。

当該機器については、すべて(株)前川製作所が製造した製品であり、今回の工事を実施するにあたっては(株)前川製作所を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要であり、補修工事部分と既設設備部分との調整技術も必要であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。

また、市場業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、本工事を施工できる唯一の業者は(株)前川製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場東部市場 設備担当 (電話番号 06-6756-3955)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場直流電源設備改良工事

2 契約の相手方

古河電池(株)

3 随意契約理由

本工事は、現在稼働中の直流電源設備の一部である整流器部品及び蓄電池の取替、及びそれに伴う試験調整を行うものである。

本設備は、停電時における業務管理棟の非常照明確保や受変電設備の操作や制御を行うものであり、非常時の市場運営に支障をきたさないための重要かつ不可欠な設備である。

本工事は、本設備のうち直流電源盤を引き続き利用し、整流器部品及び蓄電池のみ取替を行うものであるが、既存設備の設計・製作者は古河電池(株)であり、施工にあたっては既設設備の構造、規格及び構成部品に精通していることが不可欠である。

また、設計・製作者が工事を行うことにより、本工事及び当該設備の動作・保全に対して一貫した責任を持たせることができるが、設計・製作者以外に施工させた場合、既存設備との関係でトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本工事が施行可能な業者は古河電池(株)のみであるため、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 案件名称

Q-1号上屋シャッター補修工事

2 契約の相手方

三和シャッター工業(株)

3 随意契約理由

本工事は、Q-1号上屋シャッター部品の経年劣化による部品交換及びシャッターの調整を行うものである。

本工事対象シャッターは、三和シャッター工業(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、部品と専門技術が必要であり、部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している三和シャッター工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局計画整備部保全監理課建築担当(電話番号 06-6615-7811)

随意契約理由書

1 案件名称

KF-1 号上屋シャッター補修工事

2 契約の相手方

三和シャッター工業 (株)

3 随意契約理由

本工事は、KF-1 号上屋シャッター部品の経年劣化による部品交換及びシャッターの調整を行うものである。

本工事対象シャッターは、三和シャッター工業 (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、部品と専門技術が必要であり、部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している三和シャッター工業 (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局計画整備部保全監理課建築担当 (電話番号 06 - 6615 - 7811)